

返戻金制度の規定

被採用者の自己都合により入社後 30 日以内で退職した場合は人材紹介手数料の 70%、
31 日以降 60 日以内で退職した場合は人材紹介手数料の 50%、
61 日以降 90 日以内で退職した場合は人材紹介手数料の 20%を返金するものとします。

なお、この場合当該の人材を斡旋した有料職業紹介事業者は、自己都合による退職に至る経緯について、被採用者に対して確認することができます。

返還金の支払条件は、毎月末締翌月末払とし、振込手数料は当該の人材を斡旋した有料職業紹介事業者が負担するものとします。